

令和6年3月市議会定例会議

# 経済民生常任委員会資料

## 《 目 次 》

- 議案 第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（所管分）
  - ・ 歳入歳出予算補正 . . . . . 2～5頁

農政部・農業委員会

6款 農林水産業費

1項 農業費

(単位 千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2	農業総務費	424,180	2,329	426,509	-	2,300	-	29	
	大笹生ダム費	22,474	2,329	24,803	-	2,300	-	29	

◇ 大笹生ダム費追加 2,329

○ 施設改修費 2,329

〔 補正予算説明書  
歳入 P16  
歳出 P21 〕

県営事業で実施している大笹生ダムの防災ダム事業において、国の補正予算を受けて県が令和6年度に予定していた事業を一部前倒ししたことにより、負担金及び賦課金を増額するもの。

(単位 千円)

区分	補正額	内容等
負担金	2,329	県営事業費負担金(2,309)、福島県土地改良事業団体連合会賦課金(20)
合計	2,329	

6款 農林水産業費

1項 農業費

(単位 千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3	農業振興費	688,134	166,567	854,701	83,207	-	122,745	△ 39,385	
	農業経営基盤強化費	27,718	88,881	116,599	88,881	-	-	-	

- ◇ 農業経営基盤強化費追加 88,881
- 担い手確保・経営強化支援事業費 10,000

補正予算説明書  
 歳入 P14  
 歳出 P21

【制度概要（国事業）】

実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体である認定農業者等が、経営構造の転換・経営発展を図るため、融資を活用するなどして農業用機械等を導入する際にかかる費用の一部を補助する。

【事業概要】

合同会社アグリフラワー福島が進める自動選花機及び農薬散布機の導入に対して、費用の一部（補助対象事業費の1/2以内）を助成する。

- 1 取組者 : 合同会社アグリフラワー福島 代表社員 長澤 徹
- 2 実施内容 : 自動選花機及び農薬散布機の導入
- 3 実施地区 : 市内松川町金谷川地区
- 4 対象作物 : 花き（小菊等）
- 5 受益面積 : 1 ha

【導入予定機】



自動選花機 出典：(株)川島製作所ホームページ





農薬散布機 出典：(株)丸山製作所ホームページ

6款 農林水産業費

1項 農業費

(単位 千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
<p>○ 産地生産基盤パワーアップ事業費 78,881</p> <p>【制度概要（国事業）】</p> <p>収益力強化等に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備や施設の内部設備（農業機械等）の導入にかかる費用の一部を補助する。</p> <p>【事業概要】</p> <p>ふくしま未来農業協同組合が進める自動選果機の導入に対して、費用の一部（補助対象事業費の1/2以内）を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取組者 : ふくしま未来農業協同組合 代表理事組合長 数又 清市</li> <li>2 実施内容 : 自動選果機の導入</li> <li>3 実施地区 : 市内本内地区（JA東部野菜集出荷場）</li> <li>4 対象作物 : きゅうり</li> <li>5 受益面積 : 17ha</li> </ol> <p>【導入予定機】</p>					<p>〔 補正予算説明書 〕</p> <p>歳入 P14</p> <p>歳出 P21</p>				
									<p>自動選果機 出典：日本協同企画（株）ホームページ</p>

6款 農林水産業費

1項 農業費

（単位 千円）

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3	農業振興費						寄附金		
	農村環境保全対策費	5	122,745	122,750	-	-	122,745	-	

◇ 農村環境保全対策費 122,745

○ 農林業振興基金積立金 122,745

（ 補正予算説明書  
歳入 P15  
歳出 P21 ）

福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会において協議し決定された、発電事業を行う者が市に拠出することとされた額を農林業振興基金に積み立てるもの。

福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会における決定事項

- ・ 発電事業を行う者は、売電収入実績の3%に相当する額を市の基金に拠出する。
- ・ 市は拠出額を財源として農林業の振興を図るとともに、農林業を取り巻く環境改善や課題解決、農林業者の経営改善のための各種施策（農林業の健全な発展に資する取組）を実施する。

1 積立の方針及び積立の時期

(1) 1月～12月の売電の収入実績の3%に相当する額を年度末に一括して積み立てる。

※今年度は、あづま小富士第1発電所において令和5年1月1日から令和5年12月31日までの額122,745千円を積み立てる。

月別内訳

（単位：円）

1月	3,874,781	5月	13,832,413	9月	9,234,184
2月	6,855,462	6月	10,831,356	10月	10,852,359
3月	12,684,696	7月	12,408,835	11月	7,498,905
4月	15,325,017	8月	13,002,220	12月	6,344,385
				合計	122,744,613